

海外経済交流促進等特別委員会

(委員長報告 平成30年12月18日本会議)

海外経済交流促進等特別委員会が付託を受けました「海外経済交流の促進等に関する調査」につきまして、調査が終了しましたので、御報告申し上げます。

当委員会は、成長するアジア諸国との経済交流等の拡大を図り、県産品の販路拡大や観光振興等を促進するため、平成25年度、26年度に行った海外経済交流の促進に関する提言を踏まえ、本県の海外経済交流促進策等について調査することを目的に、平成27年6月に設置されました。

平成30年度は、「アジア諸国との人やモノの交流促進に関する調査」をテーマとして、各定例会での調査のほか、ベトナムでの海外現地調査を行いました。

調査における主な論議について申し上げます。

4月の閉会中委員会においては、平成27年度以降これまでの調査テーマ及び提言を踏まえ、今年度の調査テーマについて協議を行いました。

委員からは、「外国人技能実習生の受入体制について調査する必要がある」、「農林水産物輸出促進ビジョンが策定されたが、物流の現状について調査する必要がある」など、人的交流や国際物流の促進についての意見が出されました。

これらの論議を踏まえ、協議の結果、調査テーマを「アジア諸国との人やモノの交流促進に関する調査」として進めることに決定しました。

第2回定例会においては、アジア諸国との人やモノの交流促進に関して、人的交流の促進の観点から、文化芸術・青少年分野等における人的交流の状況及び外国人技能実習生の現状について、国際物流の促進の観点から、本県貿易の現状、国際物流拠点の整備状況及び海外輸送における取組について、執行部から説明を受けました。

委員からは、本県とアジア地域との交流状況や外国人技能実習生の本県への受入の推移について質問があり、「香港、シンガポール、韓国全羅北道、中国江蘇省、清華大学との間で定期的な交流会議や相互訪問などに取り組んでいる」、「外国人技能実習生については、平成28年公表値から中国を抜いてベトナムからの受入が一番多くなっている」との答弁がありました。

また、本県農林水産物等の輸出拡大に向けての県の体制及び対応策について質問があり、「平成29年度に策定した県農林水産物輸出促進ビジョンに基づいて、副知事をトップに農政部長、商工労働水産部長、環境林務部長、PR・観光戦略部長の4部長が参加する農林水産物輸出促進ビジョン推進本部を5月に設置し、全庁的な体制での取組を始めたところである」、「現地のバイヤー等に本県産品のよさをアピールするなど売り込みをかけて輸出の向上につなげていきたい」との答弁がありました。

8月には、ベトナムでの現地調査を行い、現地の経済概況、文化芸術交流の状況、日本への留学生や技能実習生の現状、国際港における物流の状況など幅広く調査しました。

第3回定例会においては、ベトナムの現地の状況等を踏まえ、調査を行いました。

委員から、外国との人的ネットワークの構築についての質問があり、「外国人との共生についての啓発活動を推進しているほか、県国際交流協会や市町村等では、日本語・日本理解講座の開催や外国人のための相談窓口の設置、地域住民と外国人との交流会を実施しているところである」、「今後とも、県国際交流協会や市町村、関係団体とも連携を図りながら、異文化理解・交流促進の取組を通じて、人的ネットワークの形成に努めてまいりたい」との答弁がありました。

また、ベトナムと本県の貿易及び物流の促進の取組についての質問があり、「市場ニーズ等を把握しながら輸出に向けた取組を進めていきたい」、「植物検疫や物流の課題があるということも認識しながら、県産品のPR活動等を通じた市場開拓や輸入規制の緩和に向けた国への働きかけが必要である」との答弁がありました。

今定例会においては、今年度の論議を踏まえ、調査及び課題等の整理を行いました。

委員から、11月に開催された鹿児島県人世界大会を契機とした新たなネットワーク構築の取組についての質問があり、「鹿児島県人世界大会では、ネットワークを強化し、国内外の次世代の交流及び経済交流の促進等を図っていくこととする大会宣言が採択されたところであり、19か国・地域にある26の在外県人会会長との間でメールによるホットラインを年内に開設できるよう準備を進めているところである」との答弁がありました。

また、出入国管理及び難民認定法の改正による外国人の増加に対応した県民と外国人が共生する地域社会づくりの取組についての質問があり、「市町村や国際交流関係団体等とも連携し、外国人のための生活相談窓口の設置、外国の異なる言語・文化・習慣の県民への周知や、外国人と県民が共に学習するワークショップの開催などの人的交流を推進し、県民と外国人が共生する地域社会づくりに取り組んでまいりたい」との答弁がありました。

このほか、同法の改正に伴う外国人の受入対象エリアの拡大やTPP11等に伴う経済交流エリアの拡大を踏まえた今後の海外経済交流促進について質問があり、「今後も、東南アジア諸国との経済交流を中心に進めていくが、経済連携協定などの動きを踏まえると、東南アジアから少し視野を広げてヨーロッパ、豪州などへどういったアプローチができるのか研究していく必要がある」との答弁がありました。

以上のような論議や調査を踏まえ、当委員会として、執行部への提言を行うことを決定いたしました。

以下、その内容につきまして申し上げます。

- 1 香港・シンガポールなどとの長年にわたる交流会議、交流協議会や中国・清華大学との包括協定などを核とした経済、観光、文化、青少年などの分野における多様な交流を展開するとともに、それらの機会や本県に在住経験のある外国人とのつながりなどを活用して、国内外に誇る県産品や観光資源などの積極的なPRを行うこと。
- 2 これまでに構築してきた在外鹿児島県人会やアジアかごしまクラブなどとの人的ネットワークの強化や、今年開催された鹿児島県人世界大会を契機とした新たなネットワークの構築に努めることにより、人的交流の一層の促進を図ること。
- 3 ベトナムからの外国人技能実習生の受入の増加など、県内の在住外国人がここ10年間で約1.6倍に増加していることを踏まえ、外国人が住みやすい鹿児島を実現するため、その実態把握に努めるとともに、多言語による案内やホームページ・SNSによる情報発信、日本語・日本理解講座の開催、外国人のための生活相談窓口の設置、災害発生時などの緊急時における外国人へのコミュニケーション支援などを図ること。
- 4 「出入国管理及び難民認定法」の改正により今後更なる外国人の増加が見込まれることから、市町村や国際交流関係団体等とも連携し、外国の異なる言語・文化・習慣の県民への周知や、外国人と県民が共に学習するワークショップの開催などの人的交流を推進し、県民と外国人が共生する地域社会づくりに取り組むこと。
- 5 輸出事業者、現地バイヤー、物流企業等から、輸出に係るニーズや課題を情報収集し、行政と企業等で連携して、輸出体制の充実・強化を図ること。
- 6 新たな海外市場を開拓するため、国に対して、輸出相手国の輸入規制の緩和について要請すること。

提言の内容は、以上であります。

当委員会では、これまで年度ごとにテーマを設定し、平成27年度は「ASEAN諸国との海外経済交流の促進等に関する調査」、平成28年度は「輸出を取り巻く情勢変化に対応した本県農林水産物・加工食品等の輸出促進対策に関する調査」、平成29年度は「アジア諸国とのインバウンド促進等に関する調査」として、その中での論議や調査を踏まえ、課題等の整理を行い、当委員会として執行部へ提言を行ってまいりました。

今回の提言とあわせ、成長するアジア諸国との経済交流が一層促進されるよう積極的な取組を進めていただくよう要請いたします。

当委員会に付託されました調査案件は、今回の定例会で調査を終了いたしました。

以上で、海外経済交流促進等特別委員会の報告を終わります。